

## 令和7年度再資源化等業務に関する事業計画書 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、持続可能な循環型社会の実現に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効活用及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第105条に規定される指定再資源化機関に指定されており、法第106条に規定される再資源化等業務を確実かつ効率的に実施している。

### I 基本方針

本財団は、自動車リサイクル制度の安定運用及び更なる効率化を着実に実施するとともに、制度の中心的役割を担い、ステークホルダーへ質の高いサービスを提供していくことを通じて、持続可能な循環型社会の実現に向けて貢献していくことを基本方針としている。この基本方針の下、ステークホルダーからの信頼を更に高いものとして成長軌道を歩み、更なる貢献を強めるべく事業を推進する。

指定再資源化機関は、令和7年度においても、法第106条に規定される再資源化等業務を行う。具体的には、特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務、義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務、離島対策支援事業、不法投棄等対策支援事業を確実かつ効率的に実施する。

また、令和7年度は、地方公共団体のためのセーフティネット機能の一環として引き続き、大規模災害発生に備えた体制整備・処理計画策定等に資する情報提供・啓発活動並びに研修会、不法投棄・不適正保管事案の解消に向けた業界団体と連携した取組、不適正行為を行う事業者への指導強化に資する知見の共有、さらには地方公共団体固有の課題の解決に向けた支援を実施する。

### II 事業内容

令和7年度に再資源化等業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

#### 1. 特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務(1号業務)

本業務は、1号事業者30社との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施する。

令和7年度は、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で9,852台分、0.5億円の委託料金等収入を見込んでいる。

## 2. 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務(2号業務)

本業務は、義務者不存在車等(並行輸入車、自動車製造業者等が倒産、撤退、廃業した車で自動車製造業者等が確知できない自動車)に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施する。

令和7年度は、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で9,312台分、0.9億円の再資源化料金等受入収入を見込んでいる。

本業務においては、再資源化料金等受入収入を引取台数や処理費用の観点から分析し、適正な再資源化等料金を設定の上、自動車所有者等に向け公表する。

また、環境省並びに関係団体との連携を通じて、大規模災害発生時における被災自動車の適正処理に対する地方公共団体による対応の円滑化に向けて、以下を実施する。

- (1) 「被災自動車の処理に係る手引書・事例集」(以下「手引書」という。)、 「巨大地震における仮置場移動被災自動車の発生量推計報告書」(以下「被災自動車推計」という。)等を活用した情報提供・啓発活動並びに説明会・研修会を通じて、大規模災害時に地方公共団体に求められる被災自動車対応に係る知見の普及啓発を行う。
- (2) 令和6年能登半島地震の復旧活動において本財団が行った地方公共団体への協力などで得られた知見を踏まえ、災害パターン別の対応を具体化するなど手引書を改定し、地方公共団体向け専用ウェブページへの掲載についても検討する。

## 3. 離島対策支援事業(3号業務)

本業務は、使用済自動車等の引渡しに支障が生じている離島地域の125市町村に対し、運搬その他の支障を除去するための措置に要する費用として資金の出えんその他の協力を行う。

令和7年度は、83市町村に対し、25,261台分、1.4億円の出えんを計画している。

また、本業務においては、以下を実施する。

- (1) 離島地域における自動車リサイクルの安定を維持するため、出えん実績等の分析により市町村の個別課題を特定し、解消を支援する。
- (2) 小規模離島における事業の活用促進に向けて、令和6年度に個別ヒアリングを実施した事業活用が少ない市町村の状況を確認し、周知を含め、支援を強化する。
- (3) 本支援事業の業務改善として、申請書等の様式を簡素化し業務の効率化を図る。また、125市町村のうち、年間指定した約36市町村を対象に申請証憑の検査、確認等を実施し、事務精度を維持するとともに、証憑確認の事務方法等について見直し改善を行う。

## 4. 不法投棄等対策支援事業(4号業務)

本業務は、使用済自動車等が不適正に処分された場合において、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を行う。

また、本業務においては、使用済自動車等の不法投棄・不適正保管の解消・抑止に資するため、地方公共団体に向けたその他の協力事項として以下を実施する。

- (1) 不法投棄や不適正保管の事案について、所管する地方公共団体の対応状況を確認するとともに、国及び解体・破碎業の業界団体と連携し、引き続き事案の解消に取り組む。また、不適正保管車両の撤去処理事業におけるこれまでの成果を踏まえ、生活環境保全調査等に関わる施策の実施について各地方公共団体とともに検討を進め、必要に応じて出えんする。
- (2) 令和7年度も、地方公共団体担当が行う事業者への指導等業務の円滑化と効率化を目的に、本財団主体の研修を継続実施する。担当者の知識の向上を目的とする「基礎知識研修」では、令和6年度から採用したEラーニングを引き続き活用し、事業者への指導・監督に係る技能の向上を目的とする「ステップアップ現場研修」では、制度の改定内容や3品目の適正処理に関する情報も提供するなど内容の充実を図る。また、参加者の声も踏まえて研修内容をさらに改善し、地方公共団体の担当者に対する支援を強化する。
- (3) 不適正行為に係る諸課題の解決に向けた地方公共団体の指導力を強化することを目的とし、令和6年度より実施している地方公共団体による解体業許可の新規取得者等への技術サポートを継続支援する。

#### 5. 地方公共団体が撤去した解体自動車等に係る引取・再資源化業務(5号業務)

本業務では、不法投棄等対策支援事業(4号業務)で対象となった地方公共団体が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

現時点で、令和7年度は地方公共団体からの要請見込みはないが、新たに要請等があれば必要に応じて対応する。

#### 6. 不適正処分自動車の処理に係る引取・再資源化等業務(6号業務)

本業務では、地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

現時点で、令和7年度は地方公共団体その他の者からの要請見込みはないが、新たに要請等があれば必要に応じて対応する。

なお、再資源化等業務規程第18条第3項及び第5項に基づき、令和6年度の大規模災害対応(2号)業務に係る出えん収入の残余については、令和7年度の大規模災害対応(2号)業務を実施する費用に充て、同様に3号及び4号業務に係る出えん収入の残余については、令和7年度の第3号から第5号までの業務を実施する費用に充てる。

以上